

# 長門市ケーブルインターネット接続サービス契約約款

有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款

## 第1章 総 則

(目的)  
第1条 この約款は、電気通信事業法（昭和9年法律第86号、以下「事業法」という。）の規定に基づいて、長門市（以下「市」という。）が有線テレビジョン放送施設（放送法（昭和47年法律第114号）第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービスの提供を目的とするため、事業法第31条の第1項の規定に基づき契約約款に定める電気通信に関する提供条件、事業法第31条第1項の規定に基づき総務大臣に届け出たインターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」という。）並びに市が別に定める電気通信事業法施行規則（昭和60年政令第25号、以下「事業法施行規則」という。）第21条の規定する事項及び事業法施行規則第19条の2の各号に掲げる料金等（用語の定義）第2条の約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

用 語	用語の意味
1 電 気 通 信 設 備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びに他の付随設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6 契約	市からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
7 契約者	市と契約を締結している者
8 契約有線	市との契約に基づいて設置される電気通信回線
9 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含む。）又は同一建物内であるもの
10 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
11 電気通信回線の接続	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
12 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 相互接続事業者	市と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
14 技術基準	事業法の規定に基づき市が定めるインターネット接続サービスに係る電気通信設備の接続の技術条件及び端末設備等規則（昭和60年郵政令第31号）で定められた技術基準
15 消費税相当額	消費税（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第22号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契 約

(インターネット接続サービスの種類等)  
第3条 第3条 契約は、料金表に規定する種類等によりする。

(契約者の単位)  
第4条 市は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

第5条 市は、契約が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約有線の終端とします。

第6条 市は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

(契約申込みの方法)  
第7条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項については記載した市所定の申込書に提出しなければなりません。

(1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類等  
(2) 契約者回線の終端とする場所  
(3) その他インターネット接続サービスの利用を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)  
第8条 市は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、市は、市の業務遂行上支障が生ずるときは、その承諾を変更することができます。その場合は、申込みを行った旨とその理由とともに通知します。

第9条 市は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱いに余裕のないときは、その承諾を拒絶することができます。

第10条 市は、第1項の規定にかかわらず、次の場合は、契約の申込みを承諾しないことができます。

(1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。  
(2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金をその他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じ。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあることと認められる相当の理由があるとき。  
(3) その他市の業務の遂行上著しく支障があるとき。

(インターネット接続サービスの種類等の変更)  
第9条 契約者は料金表に規定するインターネット接続サービスの種類等の変更の請求をすることができます。

第10条 前項の請求の方法及びその承諾については、第6条及び前条の規定に準じて取り扱うものとします。

(契約者回線の移転)  
第9条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約有線の移転を請求することができます。

第10条 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限をすることができます。

第11条 市は、第1項の請求があったときは、第7条の規定に準じて取り扱ふものとします。

(インターネット接続サービスの利用の一時中断)  
第10条 市は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約有線設備に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ。）を行うことができます。

(その他の契約内容の変更)  
第11条 市は、契約者から請求があったときは、第6条第3項に規定する契約内容の変更を行うことができます。

第12条 前項の請求があったときは、市は、第7条の規定に準じて取り扱うものとします。

(譲渡の禁止)  
第12条 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することはありません。

(契約者が行う契約の解除)  
第13条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を市へ前項の方法により通知しなければなりません。

第14条 前項による契約解除の場合、市に帰する電気通信設備の資産等を撤去するものとします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る費用を負担しなければなりません。

(市が行う契約の解除)  
第14条 市は、次の場合には、その契約を解除することができます。

(1) 第19条の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をした契約者が、なおその事実を解消しないとき。  
(2) 電気通信回線の地中化等、市又は契約者の責めに帰すべき事由により市の電気通信設備の劣化を招来し、かつ、代替措置が困難であるインターネット接続サービスの継続ができないとき。

第15条 前項の規定のいずれかに該当する場合は、その事実が生ずる業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用を停止をしないでの契約を解除することができます。

第16条 市は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知しなければなりません。

第17条 市は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、市に帰する電気通信設備の資産等を撤去するものとします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る費用を負担しなければなりません。

## 第3章 付 加 機 能

(付加機能の提供等)  
第15条 市は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供することができます。

## 第4章 回 線 互 換 機 能

(回線相互接続の請求)  
第16条 契約者は、その契約回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約回線と市又は市以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線と

を相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定する事項については記載した市所定の書面を市に提出しなければなりません。

第17条 前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する請求又は市以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)  
第18条 契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を市に通知しなければなりません。

第19条 前条の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

## 第5条 利用中止及び利用停止

(利用中止)  
第18条 市は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することができます。

(1) 市の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。  
(2) 第2項の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

第19条 前項に規定する場合は、付加機能に関する利用について料金を引当てる定めがあるときは、市は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することができます。

第20条 前項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知しなければなりません。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)  
第19条 市は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で市が定める期間（このインターネット接続サービスの料金をその他の債務（この約款により債務を要することとなるものに限ります。以下この条において同じ。）を納付しないときは、その料金その他の債務が納付されるまで）のうちに、インターネット接続サービスの利用を停止することができます。

(1) 料金をその他債務について、納付日限を経過してもなお未納付しなかつた（納付日限を経過した後、納付された場合であって、市がその納付の事実を承認できなかつた）ことを含みます。

(2) 契約の申込みは当たって、市所定の書面に事実に関する記載を行ったこと等が判明したとき。  
(3) 第35条の規定に違反したとき。

(4) 事業法又は事業法施行規則に違反して市の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は市の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(5) 事業法又は事業法施行規則に違反して市の検査を受けるときを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合しないものと認められ、自営端末設備若しくは自営電気通信設備について各号の通知及び接続を禁止されたとき。

(6) 前号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する市の業務の遂行若しくは市の電気通信設備のいずれかに著しい支障を生ず又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

第20条 市は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止の日及び期間を契約者に通知しなければなりません。

## 第6章 利 用 制 限

(利用の制限)  
第20条 市は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合でも必要と認めるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項に関する通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であつて事業法施行規則で定められた優先的に取り扱ふ、インターネット接続サービスの利用を制限することができます。

第21条 契約者が著しく権利したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第22条 インターネット接続サービスの利用者は、市の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することができます。

## 第7章 料 金 等

第1節 料 金  
(料金の適用)  
第21条 市が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能利用料とし、料金表（料金表及び市が別に定める事業法施行規則第19条の2の各号に掲げる料金をいいます。以下同じ。）に定めるところによります。

第22条 料金の支払い方法は、市が別に定めるところによります。

第2節 料金の納付義務  
(利用料等の納付義務)  
第22条 契約者は、その契約に基づいて市がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能については、その廃止があった日）の前までの期間（以下、市が提供するインターネット接続サービスの提供期間をいいます。）について、市が提供するインターネット接続サービスの提供期間に応じて料金に規定する利用料の納付を要します。

第23条 前項の期間において、利用の一時中断によるインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときは、次のとおりです。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の納付を要します。この場合、既にその料金を納付しているときは、その期間中の納付を要しません。

(2) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる料金を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の納付を要します。

第24条 市は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合でも必要と認めるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項に関する通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であつて事業法施行規則で定められた優先的に取り扱ふ、インターネット接続サービスの利用を制限することができます。

第25条 契約者が著しく権利したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第26条 インターネット接続サービスの利用者は、市の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することができます。

第1節 料 金  
(料金の適用)  
第21条 市が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能利用料とし、料金表（料金表及び市が別に定める事業法施行規則第19条の2の各号に掲げる料金をいいます。以下同じ。）に定めるところによります。

第22条 料金の支払い方法は、市が別に定めるところによります。

第2節 料金の納付義務  
(利用料等の納付義務)  
第22条 契約者は、その契約に基づいて市がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能については、その廃止があった日）の前までの期間（以下、市が提供するインターネット接続サービスの提供期間をいいます。）について、市が提供するインターネット接続サービスの提供期間に応じて料金に規定する利用料の納付を要します。

第23条 前項の期間において、利用の一時中断によるインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときは、次のとおりです。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の納付を要します。この場合、既にその料金を納付しているときは、その期間中の納付を要しません。

(2) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる料金を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の納付を要します。

第24条 市は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合でも必要と認めるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項に関する通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であつて事業法施行規則で定められた優先的に取り扱ふ、インターネット接続サービスの利用を制限することができます。

第25条 契約者が著しく権利したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第26条 インターネット接続サービスの利用者は、市の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することができます。

第1節 料 金  
(料金の適用)  
第21条 市が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能利用料とし、料金表（料金表及び市が別に定める事業法施行規則第19条の2の各号に掲げる料金をいいます。以下同じ。）に定めるところによります。

第22条 料金の支払い方法は、市が別に定めるところによります。

第2節 料金の納付義務  
(利用料等の納付義務)  
第22条 契約者は、その契約に基づいて市がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能については、その廃止があった日）の前までの期間（以下、市が提供するインターネット接続サービスの提供期間をいいます。）について、市が提供するインターネット接続サービスの提供期間に応じて料金に規定する利用料の納付を要します。

第23条 前項の期間において、利用の一時中断によるインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときは、次のとおりです。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の納付を要します。この場合、既にその料金を納付しているときは、その期間中の納付を要しません。

(2) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる料金を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の納付を要します。

第24条 市は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合でも必要と認めるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項に関する通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であつて事業法施行規則で定められた優先的に取り扱ふ、インターネット接続サービスの利用を制限することができます。

第25条 契約者が著しく権利したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第26条 インターネット接続サービスの利用者は、市の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することができます。

第1節 料 金  
(料金の適用)  
第21条 市が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能利用料とし、料金表（料金表及び市が別に定める事業法施行規則第19条の2の各号に掲げる料金をいいます。以下同じ。）に定めるところによります。

第22条 料金の支払い方法は、市が別に定めるところによります。

第2節 料金の納付義務  
(利用料等の納付義務)  
第22条 契約者は、その契約に基づいて市がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能については、その廃止があった日）の前までの期間（以下、市が提供するインターネット接続サービスの提供期間をいいます。）について、市が提供するインターネット接続サービスの提供期間に応じて料金に規定する利用料の納付を要します。

第23条 前項の期間において、利用の一時中断によるインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときは、次のとおりです。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の納付を要します。この場合、既にその料金を納付しているときは、その期間中の納付を要しません。

(2) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる料金を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の納付を要します。

第24条 市は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合でも必要と認めるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項に関する通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であつて事業法施行規則で定められた優先的に取り扱ふ、インターネット接続サービスの利用を制限することができます。

第25条 契約者が著しく権利したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第26条 インターネット接続サービスの利用者は、市の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することができます。

## 第8章 保 守

(市の維持責任)  
第27条 市は、市の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政令第31号）に適合するよう維持しなければなりません。

(契約者の維持責任)  
第28条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持しなければなりません。

第29条 市は、市の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、全部を修理し、又は復旧を行うことができなかつたときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行ふことを要する通信を優先的に取り扱ふこととし、市が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧するものとします。

(契約者の切分け責任)  
第30条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（市が別に定めるところにより市

と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じ。）が市の電気通信回線設備に接続されている場合において、市が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失したときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に支障のないことを確認の上、市は市の電気通信回線設備にその電気通信設備の修理を請求することができます。

第29条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第30条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第31条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第32条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第33条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第34条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第35条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第36条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第37条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第38条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第39条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第40条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第41条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第42条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第43条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第44条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第45条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第46条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第47条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第48条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第49条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第50条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第51条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第52条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第53条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第54条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第55条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第56条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第57条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第58条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第59条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第60条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第61条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第62条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第63条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第64条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第65条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第66条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第67条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第68条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第69条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第70条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第71条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第72条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第73条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第74条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第75条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者へ通知しなければなりません。

第76条 市は、前項の試験に際して、契約者から請求があったときは、市が指定する者が市が別に定める方法により